

【通行料金の一部払戻し】

Q	実質的に値上げとなる区間（小矢部砺波 J C T～小矢部東 I C 又は福岡 I C）の日常的利用者に対しては 10 年間払戻しを実施するとされているが、その内容を知りたい。																									
A	<p>小矢部砺波 J C T～小矢部東 I C または福岡 I C の区間を通勤・通学などで日常的に利用されている方については、通行料金の実質的な値上げの影響が大きいいため、これらの方に対しては、ご利用後日に通行料金の一部払戻しを実施します。</p> <p>自動車道ご利用時には所定の料金をお支払いいただき、後日、対象となる方からの申請に基づき通行料金の払戻しを行います。</p> <p>① 払戻しは、下記のいずれかの条件に該当する方を対象とします。（E T C による利用車、現金支払いによる利用車ともに対象となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小矢部東 I C または福岡 I C 周辺に居住されていること ・小矢部東 I C または福岡 I C 周辺に通勤、通学などの目的地があること ・その他、通院や介護など対象区間に限った利用が明らかな場合 <p>また、払戻し額は以下のとおりとなります。</p>																									
	(単位:円、税込)																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">車種・通行料金</th> <th>軽自動車</th> <th>普通車</th> <th>中型車</th> <th>大型車</th> <th>特大車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新料金(全区間均一料金)</td> <td style="text-align: center;">280</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">420</td> <td style="text-align: center;">580</td> <td style="text-align: center;">960</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">払戻し額</td> <td>現金車 クレジットカード</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td>ETC車</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">190</td> </tr> </tbody> </table>	車種・通行料金	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	新料金(全区間均一料金)	280	350	420	580	960	払戻し額	現金車 クレジットカード	50	60	70	100	160	ETC車	60	70	80	120	190
車種・通行料金	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車																					
新料金(全区間均一料金)	280	350	420	580	960																					
払戻し額	現金車 クレジットカード	50	60	70	100	160																				
	ETC車	60	70	80	120	190																				

Q	通行料金の一部払戻しの対象となる「小矢部東 I C または福岡 I C 周辺」とは、具体的にどこの地域なのか？
A	具体的には、小矢部市は全域、高岡市は旧福岡町地域、戸出地域（戸出中学校区）、砺波市は出町中学校区です。
②	

Q	通行料金の一部払戻しの具体的な払戻方法を知りたい。
A	①能越自動車道利用の際には、所定の利用料金をお支払いいただきます。
③	②後日、払戻し申請書ならびに自動車道利用料金領収書や E T C 利用明細等を能越自動車道管理事務所へ郵送（持参可）いただき、管理事務所にて書類等を確認のうえ、銀行振込み等（少額の場合は現金）により払戻しを行います。 なお、払戻しの対象となる方については、管理事務所への登録が必要となります。

Q	通行料金の一部払戻しは、I C 周辺の店舗・企業等への物資運搬や I C 周辺の店舗企業等からの物資運搬を行う車両も対象になるのか。
A	管理事務所において負担軽減証明書の発行申請を行う際に経路等をお示しいただき、日常的に利用されることが確認できる場合については対象となります。
④	

Q	通行料金の一部払戻しの額はどのように決まったのか。
A	通行料金の一部払戻しは、実質的に料金値上げとなる地域沿線住民等の負担を軽減するために導入することとなったものです。
⑤	このことにかんがみ、新料金（普通車350円など）と旧料金（普通車210円など）の差を考慮し決定しました。

Q	E T C利用車の払戻し額が現金利用車よりも高くなっているのはなぜか。
A ⑥	料金徴収コスト削減の観点からE T Cの利用率を更に高めるため、E T C利用車に対しては払戻し額を増額しています。

Q	証明書発行申請書や払戻し申請書はどこにあるのか。
A ⑦	各申請書は富山県道路公社ホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。また、能越自動車道管理事務所にも様式を用意しております。

Q	負担軽減証明書発行申請の受付場所ならびに受付時間を知りたい。
A ⑧	証明書の発行は、6月20日から能越自動車道管理事務所払戻し窓口(小矢部東IC内 〒932-0101 小矢部市下後匝288-1 電話0766-30-2775)において受付しています。受付時間は、月曜～金曜、日曜の9:00～17:00(祝日を含む)となっております。(8月31日までの平日は、19:00まで2時間延長します)土曜と12/29～1/3は受付しておりませんのでご留意願います。 なお、郵送による申請は不可となっております。

Q	通行料金の一部払戻し申請の受付場所ならびに受付時間を知りたい。
A ⑨	通行料金の一部払戻し申請は、能越自動車道管理事務所への郵送が可となっております。その他、以下において、申請書を受付しております。 ・受付場所：能越自動車道管理事務所払戻し窓口(小矢部東IC内 〒932-0101 小矢部市下後匝288-1 電話0766-30-2775) 受付時間：月曜～金曜、日曜9:00～17:00(祝日含む) ※土曜と12/29～1/3は除く (8月31日までの平日は、19:00まで2時間延長します) なお、上記受付時間以外は、払戻し窓口横のドアの郵便受けに投函してください。 その他、富山県道路公社本社(〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号)においても、月曜～金曜9:00～17:00(※祝日、12/29～1/3は除く)に受付しております。 ※少額(1,000円以下)現金の払戻し申請は、下記の窓口・受付時間のみとなりますのでご注意ください。 ・受付場所：能越自動車道管理事務所払戻し窓口(小矢部東IC内 〒932-0101 小矢部市下後匝288-1 電話0766-30-2775) 受付時間：月曜～金曜、日曜9:00～17:00(祝日含む) ※土曜と12/29～1/3は除く ※払戻し申請には負担軽減証明書が必要です。証明書の発行は、能越自動車道管理事務所払戻し窓口にて申請をお願いします。

☆能越自動車道管理事務所の位置図

